

道路の中央線の塗替え作業中、トラックに激突される

この災害は、道路（片側一車線）の中央線の塗替え作業中、塗替え作業区間に 8 トントラックが進入し、3 名の作業者がトラックに激突され被災したものである。



災害発生当日は、元請けの現場代理人 1 名、下請け作業員 5 名（塗替え作業及び交通誘導）、の計 6 名で塗替え作業を行っていた。

作業は、手押し式の溶融ペイントハンドマーカ（塗替え用機械）を用い、道路の中央線の塗替えを行うものであり、作業員の A が操作し、後方確認及び冷却のための水撒きを B が行い、塗替え前の旧ラインの清掃作業を C が担当していた。また、元請けの現場代理人 D が歩道上で検測作業を行い、他の作業員の E、F は、通行車両の誘導を行っていた。

塗替え作業の途中で、溶融ペイントハンドマーカの塗料が少なくなったため、塗料を補充することになり、一旦作業員全員が歩道にもどり、塗料の補充を行った。その後、車両誘導担当の E が、西方向から進行してくる車両を車道に出て誘導を開始した。次いで作業員 A、B、C が車道に戻り、塗替え作業を再開した。また、F は東方向から向かってくる車両の誘導を行うことになっていたが、誘導する位置に行く途中、すでに、東方向からトラックが進入してきたため、当該トラックを通した。

トラックは、そのまま作業区間に進入したが、突然センターラインを越え、塗替え作業中の作業員に激突し、A、B、C の 3 名が被災したものである。

当該塗替え作業の道路使用許可条件は、「片側交互通行」「防護車の配置」であったが、これらの措置を講じずに工事を行っていた。また、元請けの現場代理人は施工方法等について、下請け作業員に対し具体的な指示を行っていなかった。また、当該作業に係る安全作業手順が定められておらず、作業員に対する安全教育も実施していなかった。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 道路使用許可条件を遵守せず、トラック運転手に対する安全運転指示、運転管理等の問題もあるが、作業現場の安全管理については、車両を通行させながら塗替え作業を行ったこと

「片側交互通行」「防護車の配置」等が道路使用許可条件であったが、災害当日、上り下り車線とも車両を通行させていたことに加え、防護車の配置も行っていなかった。

- 2 当該塗替え作業の施工方法等について、元請けの現場代理人は下請け作業者に対して安全な作業を行うための具体的な指示を行っていなかったこと
- 3 当該塗替え作業では作業手順を定めておらず、また、作業者への安全教育も実施していなかったこと

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要と考えられる。

- 1 道路上で作業を行う場合は、道路使用許可条件を含む次の措置を講じて工事を施工すること
 - (1) 作業には必ず防護用として作業車を配置する。
 - (2) 作業現場の両端には交通整理員を配置して交通整理にあたらせ片側交互通行とする。
 - (3) 作業現場手前の道路上には、運転者が視認できるように、作業の予告案内板を設置する。
- 2 元請現場代理人は、全ての下請けを含めた関係作業者に対して作業前打合せを行い、安全な作業を行うための施工方法等について具体的に指示し、周知徹底すること
- 3 工事開始の前に、安全な作業を行うための作業手順を定め、作業者に安全衛生教育を実施することにより、周知徹底すること